

# ケアプランセンターさつき運営規程

## (事業の目的)

第1条 この規定は、医療法人 医徳会が開設するケアプランセンターさつき（以下「事業所」という。）が行う指定介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、要介護状態又は要支援状態にある利用者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする

## (運営の方針)

- 第2条 事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行うものとする。
- 2 事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。
- 3 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう公正中立に行うものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者及び介護保険施設等との密接な連携に努める。

## (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 ケアプランセンターさつき
- (2) 所在地 宮城県東松島市小松字上浮足182-11

## (従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤職員・介護支援専門員と兼務）  
管理者は、この事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。
- (2) 介護支援専門員 4名（常勤職員4名）  
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。
- (3) 事務員 1名（常勤職員）  
事務員は、指定居宅介護支援にかかる事務作業に当たる。

## (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。（但し、国民の祝日及び12月30日から1月3日までを除く。）
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) 連絡体制 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制をとる。

## (指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者からの支払いを受けないものとする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所  
第3条に規定する事業所内（必要に応じて居宅訪問を実施）
- (2) 使用する課題分析票の種類  
アセスメントの為の情報収集シート・ケアプラン策定のための課題検討用紙

- (3) サービス担当者会議の開催場所  
第3条に規定する事業所内（必要に応じて居宅）
- (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度  
少なくとも月1回以上
- (5) モニタリングの結果記録  
月1回以上

（通常の事業の実施地域）

第7条 通常の事業の実施地域は、東松島市、石巻市（離島を除く）とする。他地域は要相談。

（苦情処理）

第8条 指定居宅介護支援の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した指定居宅介護支援に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（事故発生時の対応）

第9条 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行うものとする。
- 3 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

（個人情報の保護）

第10条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了承を得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第11条 事業所は、利用者等の人権の擁護、虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じるものとする。

- 2 虐待の防止に関する担当者、及び責任者を選定する。
- 3 介護支援専門員に対する虐待防止を啓発、普及するための研修を年1回以上実施する。
- 4 虐待防止のために対策を検討する委員会を設立し、年1回以上開催する。
- 5 虐待防止のための指針を作成し、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに、高齢者虐待の早期発見・早期対応に努め、もって高齢者の権利利益の擁護を実現することに努める。
- 6 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第12条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策

定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施するものとする。
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(感染症の予防及び、まん延の防止のための措置)

- 第13条 事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げるとおり必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について介護支援専門員に周知徹底を図る。
  - 3 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
  - 4 介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(身体拘束等の適正化の推進)

- 第14条 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- 2 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないとする。

(ハラスメントの防止)

- 第15条 事業所は、職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指すこととする。
- 2 利用者が、事業所の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の精神的苦痛を与える迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止とする。
  - 3 ハラスメントとは、職員が脅威、不快と感じればハラスメントに該当する可能性があるとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第16条 事業所は、居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図ることとし、業務の執務体制についても検証、整備する。
- 2 事業所は、職員の質的向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるものとする。
    - (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
    - (2) 虐待防止に関する研修 年1回
    - (3) 権利擁護に関する研修 年1回
    - (4) 認知症ケアに関する研修 年1回
  - 3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
  - 4 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
  - 5 事業所は、指定居宅介護支援の提供に関する諸記録を整備し、当該記録等に係る居宅サービス計画に基づく指定居宅介護支援が完了した日から5年間は保存するものとする。
  - 6 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人 医徳会と当事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規程は、平成 22年 9月 1日から施行する。  
平成 23年 4月 1日一部改訂。  
平成 24年10月 1日一部改訂。  
平成 26年 3月10日一部改訂。

平成 28年 9月 1日一部改訂。  
平成 30年 3月 1日一部改訂。  
平成 30年 4月 1日一部改訂。  
平成 30年12月 1日一部改訂。  
令和 1年12月23日一部改訂。  
令和 3年 2月 1日一部改訂。  
令和 3年 5月11日一部改訂。  
令和 4年 4月 1日一部改訂。  
令和 6年 4月 1日一部改訂。  
令和 7年 3月 1日一部改訂。